

協議第42号

町名・字名の取扱いについて

町名・字名の取扱いについて、次のとおり確認を求める。

平成15年9月26日提出

西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

会長 伊藤宏太郎

記

町名・字名の取扱いについて
西条市、東予市については、新市名を付し、現在字名を継承する。 丹原町については、「周桑郡丹原町大字」を「新市名丹原町」に置き換え、現在字名を継承する。 小松町については、「周桑郡小松町大字」を「新市名小松町」に置き換え、現在字名を継承する。



西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の調整方針説明資料

協議項目	町名・字名の取扱い		細項目				
事務事業名			専門部会名	総務部会	分科会名	総務分科会	
調整方針							
丹原町			小松町			課題	具体的な調整内容
現況	合併時	現況	合併時	現況	合併時		
周桑郡丹原町 大字明穂(ア材) 大字池田 大字石経 大字今井 大字白坂 大字川根 大字願連寺 大字北田野 大字楠窪 大字久妙寺 大字鞍瀬 大字来見 大字高知 大字古田 大字志川 大字関屋 大字高松 大字田滝 大字田野上方 大字丹原 大字千原 大字寺尾 大字徳能 大字徳能出作 大字長野 大字明河 大字安用 大字湯谷口	市丹原町 明穂(ア材) 池田 石経 今井 白坂 川根 願連寺 北田野 楠窪 久妙寺 鞍瀬 来見 高知 古田 志川 関屋 高松 田滝 田野上方 丹原 千原 寺尾 徳能 徳能出作 長野 明河 安用 湯谷口	周桑郡小松町 大字明穂(ア材) 大字石鎚 大字大郷 大字大頭 大字北川 大字新屋敷 大字南川 大字妙口 大字安井	市小松町 明穂(ア材) 石鎚 大郷 大頭 北川 新屋敷 南川 妙口 安井	丹原町、小松町に大字表示がある。  丹原町、小松町に同一地名、【明穂】があるが、地番に重なるところがないので、合併時も表記上問題はない。 【明穂】の呼称は、丹原町は「ア材」、小松町は「ア材」と異なっているが、両町のほとんどの住民は、「ア材」と発音している。	「大字」を省き表示する。  合併時に、【明穂】の呼称は「アカオ」に統一する。		

住所表示の事例

市町名	現況	調整後
西条市	愛媛県西条市明屋敷164番地の1	愛媛県 市明屋敷164番地1
東予市	愛媛県東予市周布349番地の1 愛媛県東予市三津屋南2番53	愛媛県 市周布349番地1 愛媛県 市三津屋南2番53
丹原町	愛媛県周桑郡丹原町大字池田1733番地1	愛媛県 市丹原町池田1733番地1
小松町	愛媛県周桑郡小松町大字新屋敷甲496番地の1	愛媛県 市小松町新屋敷甲496番地1

大字名一覧（五十音順）

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）
1	小松町	明穂	アカオ
2	丹原町	明穂	アカホ
3	東予市	明理川	アカリカワ
4	西条市	明屋敷	アケヤシキ
5	西条市	荒川	アラカワ
6	西条市	安知生	アンシ ユウ
7	西条市	安知生新開	アンシ ユウシンカイ
8	西条市	飯岡	イイオカ
9	丹原町	池田	イケダ
10	丹原町	石経	イシキョウ
11	東予市	石田	イシダ
12	小松町	石鎚	イシヅチ
13	東予市	石延	イシノヘ
14	西条市	市之川	イチノカワ
15	丹原町	今井	イマイ
16	東予市	今在家	イマザ イケ
17	丹原町	臼坂	ウスザカ
18	東予市	円海寺	エンカイジ
19	小松町	大郷	オオコ
20	東予市	大新田	オオシンテン
21	小松町	大頭	オオト
22	東予市	大野	オオノ
23	西条市	大浜	オオハマ
24	西条市	大保木	オオフキ
25	西条市	大町	オオマチ
26	東予市	上市	カミイチ
27	丹原町	川根	カワネ
28	東予市	河之内	カワノウチ
29	東予市	河原津	カワラヅ
30	東予市	河原津新田	カワラヅ シンテン
31	西条市	神拝	カンハイ
32	丹原町	願連寺	ガンレンジ
33	西条市	喜多川	キタガワ
34	小松町	北川	キタガワ
35	東予市	喜多台	キタダ イ
36	丹原町	北田野	キタタノ
37	東予市	楠	クス
38	丹原町	楠窪	クスクボ
39	東予市	国安	クニヤス
40	丹原町	久妙寺	クミョウジ
41	丹原町	鞍瀬	クラセ
42	丹原町	来見	クルミ
43	西条市	黒瀬	クロセ
44	東予市	黒谷	クロダニ
45	東予市	桑村	クワムラ

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）
46	丹原町	高知	コウチ
47	丹原町	古田	コタ
48	西条市	栄町	サカエマチ
49	西条市	坂元	サカモト
50	丹原町	志川	シカワ
51	東予市	実報寺	シ ッポ ウジ
52	西条市	下島山	シモシヤマ
53	東予市	周布	シュウ
54	東予市	新市	シンイチ
55	西条市	新田	シンテン
56	東予市	新町	シンマチ
57	小松町	新屋敷	シンヤシキ
58	西条市	洲之内	スノウチ
59	丹原町	関屋	セキヤ
60	西条市	千町	センジ ヨウ
61	西条市	大師町	ダ イシマチ
62	東予市	高田	タカタ
63	丹原町	高松	タカマツ
64	丹原町	田滝	タタキ
65	丹原町	田野上方	タノウカ タ
66	西条市	玉津	タマツ
67	東予市	玉之江	タマノエ
68	東予市	旦之上	ダンノウエ
69	丹原町	丹原	タンハラ
70	丹原町	千原	チハラ
71	西条市	朔日市	ツイタチ
72	西条市	津越	ツコ エ
73	西条市	禎瑞	テイスイ
74	丹原町	寺尾	テラオ
75	西条市	天神	テンジン
76	丹原町	徳能	トクノ
77	丹原町	徳能出作	トクノデ サク
78	西条市	兔之山	トノヤマ
79	西条市	中興	ナカオク
80	西条市	中西	ナカニシ
81	西条市	中西新開	ナカニシシンカイ
82	西条市	中野	ナカノ
83	丹原町	長野	ナガノ
84	西条市	鍋倉新開	ナヘ クラシンカイ
85	西条市	榑木	ナラノキ
86	西条市	西相生	ニシアイオイ
87	西条市	西泉	ニシス ミ
88	西条市	西泉西新開	ニシス ミニシシンカイ
89	西条市	西泉東新開	ニシス ミヒガ シシンカイ
90	西条市	西田	ニシダ

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）
91	西条市	西田新開	ニシダ シンカイ
92	西条市	西田西新開	ニシダ ニシシンカイ
93	西条市	西之川	ニシノカワ
94	東予市	壬生川	ニユウカワ
95	西条市	野々市	ノノイチ
96	西条市	早川	ハイカワ
97	西条市	ひうち	ヒウチ
98	西条市	東相生	ヒガ シアイオイ
99	西条市	東之川	ヒガ シノカワ
100	西条市	東町	ヒガ シマチ
101	西条市	樋之口	ヒノクチ
102	西条市	氷見	ヒミ
103	西条市	氷見石岡新開	ヒミイワオカシンカイ
104	西条市	氷見西新開	ヒミニシシンカイ
105	西条市	氷見東新開	ヒミヒガ シシンカイ
106	西条市	氷見南新開	ヒミニナミシンカイ
107	東予市	広江	ヒロエ
108	東予市	広岡	ヒロオカ
109	東予市	福成寺	フクジ ヨウジ
110	西条市	福武	フクタケ
111	西条市	藤之石	フジ ノイシ
112	西条市	船屋	フナヤ
113	西条市	古川	フルカワ
114	東予市	北条	ホウシ ヨウ
115	西条市	保野	ホウノ
116	西条市	本町	ホンマチ
117	西条市	丸野	マルノ
118	東予市	三津屋	ミツヤ
119	東予市	三津屋東	ミツヤヒガ シ
120	東予市	三津屋南	ミツヤミナミ
121	西条市	港	ミナト
122	小松町	南川	ミナミカワ
123	東予市	宮之内	ミヤノウチ
124	丹原町	明河	ミヨウカ
125	小松町	妙口	ミョウク チ
126	西条市	明神木	ミョウシ ンギ
127	東予市	三芳	ミヨシ
128	小松町	安井	ヤスイ
129	東予市	安用	ヤスモチ
130	丹原町	安用	ヤスモチ
131	東予市	安用出作	ヤスモチデ サク
132	丹原町	湯谷口	ユヤク チ
133	東予市	吉田	ヨシダ

重複する字名	明穂
	読みは異なる 地番重複地なし 合併までに呼称を 「あかお」に統一
	安用
	読みは同一 地番重複地なし

大字名一覧（市町村別）

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）
1	西 条 市	1 明屋敷	アケヤシキ
2		2 荒川	アラカワ
3		3 安知生	アンシ ユウ
4		4 安知生新開	アンシ ユウシンカイ
5		5 飯岡	イイオカ
6		6 市之川	イチノカワ
7		7 大浜	オオハマ
8		8 大保木	オオフキ
9		9 大町	オオマチ
10		10 神拝	カンバ イ
11		11 喜多川	キタガ ワ
12		12 黒瀬	クロセ
13		13 栄町	サカエマチ
14		14 坂元	サカモト
15		15 下島山	シモンヤマ
16		16 新田	シンテン
17		17 洲之内	スノウチ
18		18 千町	センシ ョウ
19		19 大師町	ダ イシマチ
20		20 玉津	タマツ
21		21 朔日市	ツイタチ
22		22 津越	ツゴ エ
23		23 禎瑞	テイズ イ
24		24 天神	テンジ ン
25		25 兔之山	トノヤマ
26		26 中奥	ナカオク
27		27 中西	ナカニシ
28		28 中西新開	ナカニシシンカイ
29		29 中野	ナカノ
30		30 鍋倉新開	ナヘ クラシンカイ
31		31 檜木	ナラノキ
32		32 西相生	ニシアイオイ
33		33 西泉	ニシス ミ
34		34 西泉西新開	ニシス ミニシシンカイ
35		35 西泉東新開	ニシス ミヒガ シシンカイ
36		36 西田	ニシダ
37		37 西田新開	ニシダ シンカイ
38		38 西田西新開	ニシダ ニシシンカイ
39		39 西之川	ニシノカワ
40		40 野々市	ノノイチ
41		41 早川	ハイガ ワ
42		42 ひうち	ヒウチ
43		43 東相生	ヒガ シアイオイ
44		44 東之川	ヒガ シノカワ
45		45 東町	ヒガ シマチ

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）	
46	西 条 市	46 樋之口	ヒノクチ	
47		47 氷見	ヒミ	
48		48 氷見石岡新開	ヒミイワオカシンカイ	
49		49 氷見西新開	ヒミニシシンカイ	
50		50 氷見東新開	ヒミヒガ シシンカイ	
51		51 氷見南新開	ヒミニナミシンカイ	
52		52 福武	フクタケ	
53		53 藤之石	フジ ノイシ	
54		54 船屋	フナヤ	
55		55 古川	フルカワ	
56		56 保野	ホウノ	
57		57 本町	ホンマチ	
58		58 丸野	マルノ	
59		59 港	ミナト	
60		60 明神木	ミヨウジ ンキ	
61		東 予 市	1 明理川	アカリガ ワ
62			2 石田	イシダ
63			3 石延	イシノヘ
64			4 今在家	イマザ イケ
65			5 円海寺	エンカイジ
66			6 大新田	オオシンテン
67			7 大野	オオノ
68			8 上市	カミイチ
69			9 河之内	カワノウチ
70			10 河原津	カワラツ
71			11 河原津新田	カワラツ シンテン
72			12 喜多台	キタダ イ
73			13 楠	クス
74			14 国安	クニヤス
75			15 黒谷	クロダ ニ
76	16 桑村		クワムラ	
77	17 実報寺		ジ ッホ ウジ	
78	18 周布		シュウ	
79	19 新市		シンイチ	
80	20 新町		シンマチ	
81	21 高田		タカタ	
82	22 玉之江		タマノエ	
83	23 旦之上		ダ ンノウエ	
84	24 壬生川		ニユウガ ワ	
85	25 広江		ヒロエ	
86	26 広岡		ヒロオカ	
87	27 福成寺		フクシ ョウジ	
88	28 北条		ホウジ ョウ	
89	29 三津屋		ミツヤ	
90	30 三津屋東		ミツヤヒガ シ	

通番	市町名	字名（表示）	字名（読み）
91	東 予 市	31 三津屋南	ミツヤミナミ
92		32 宮之内	ミヤノウチ
93		33 三芳	ミヨシ
94		34 安用	ヤスモチ
95		35 安用出作	ヤスモチデ サク
96		36 吉田	ヨシダ
97	丹 原 町	1 明穂	アカホ
98		2 池田	イケダ
99		3 石経	イシキョウ
100		4 今井	イマイ
101		5 臼坂	ウスザ カ
102		6 川根	カワネ
103		7 願連寺	ガンレンジ
104		8 北田野	キタタノ
105		9 楠窪	クスクボ
106		10 久妙寺	クミョウジ
107		11 鞍瀬	クラセ
108		12 来見	クルマ
109		13 高知	コウチ
110		14 古田	コタ
111		15 志川	シカワ
112		16 関屋	セキヤ
113		17 高松	タカマツ
114		18 田滝	タタキ
115		19 田野上方	タノウウガ タ
116		20 丹原	タンハラ
117		21 千原	チハラ
118		22 寺尾	テラオ
119		23 徳能	トクノ
120		24 徳能出作	トクノデ サク
121		25 長野	ナガ ノ
122		26 明河	ミヨウガ
123		27 安用	ヤスモチ
124		28 湯谷口	ユヤグ チ
125	小 松 町	1 明穂	アカオ
126		2 石鎚	イシヅ チ
127		3 大郷	オオゴ
128		4 大頭	オオト
129		5 北川	キタガ ワ
130		6 新屋敷	シンヤシキ
131		7 南川	ミナミガ ワ
132		8 妙口	ミョウグ チ
133		9 安井	ヤスイ

重複する字名  
明穂  
読みは異なる  
地番重複地なし  
合併までに呼称を  
「あかお」に統一  
安用  
読みは同一  
地番重複地なし

市 町 名	字名の数
西 条 市	6 0
東 予 市	3 6
丹 原 町	2 8
小 松 町	9
合 計	1 3 3

## 町名・字名の取扱いに関する法令

### 地方自治法(昭和22年法律第67号)

(市町村区域内の町又は字の区域)

第260条 政令で特別の定めをする場合を除く外、市町村の区域内の町若しくは字の区域をあらたに画し若しくは字の区域若しくはその名称を変更しようとするときは、市町村長が当該市町村の議会の議決を経てこれを定め、都道府県知事に届け出なければならない。

2 前項の規定による届出を受理したときは、都道府県知事は、直ちにこれを告示しなければならない。

3 第1項の規定による処分は、政令で特別の定めをする場合を除くほか、前項の規定による告示によりその効力を生ずる。

## 解 説

本条は、市町村区域内の市町村の区域内の町若しくは字の区域の新設若しくは廃止又は町若しくは字の区域若しくはその名称の変更に関する規定である。

(学陽書房「逐条地方自治法」参照)

本条による字区域の変更等の議案は、市町村長のみが提出することができる。

(昭和22年9月12日)

(第一法規「現行自治六法」参照)

本条にいう字には、いわゆる字のみならず「大字」「小字」も含むと解されている。市町村の区域内の一定の区域を「町」というときがあるが、「字」と同様に考えてよい。

(昭和23年8月9日 自発519号)

(第一法規「現行自治六法」参照)

市町村の配置分合及び境界変更の際、字の区域及び名称に変更しない限り、第260条の手続きを要しない。

(昭和30年3月30日 自丁振発30号)

(第一法規「現行自治六法」参照)

## 町名・字名の取扱い

市町村合併の際に、町(字)の区域の設定、若しくは廃止、又は、町(字)の区域若しくは名称を変更をしようとする場合は、地方自治法第260条の規定に基づき、市町村長が当該市町村議会の「議会の議決」を経てこれを定め、都道府県知事に届け出ることが必要である。

事前に、合併関係市町村の間で町名・字名の取扱いを協議しておくことが適当であるが、町、字の区域や名称については、地域の歴史や文化がしみ込んだ、住民にとっても愛着が深い場合があり、合併しても従来どおり存続させるケースが多い。

(ぎょうせい「合併協議会の運営の手引」参照)

## 町名・字名の取扱いに関する先例地事例

### 〔宇摩合併協議会〕

基本的には、現在地名を継承し、「大字」は省き表示する。

ただし、伊予三島市については、一部地域に「三島」の地名を付して表示する。

### 〔南宇和合併協議会〕

字の名称については、内海村、御荘町及び西海町は現行どおりとする。

城辺町は原則として現行どおりとし、字名のうち「甲」、「乙」は「城辺甲」、「城辺乙」とする。

一本松町の字名は「正木、増田、小山、中川、広見、満倉」を「正木、増田、小山、中川、広見、上大道、満倉、一本松」とする。

### 〔かみうけな合併協議会〕

大字は廃止の方向で検討する。字の区域については現行のまま新町に引き継ぐこととする。

### 〔新居浜市・別子山村合併協議会〕

- 1 町・字の区域については、従前のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、別子山村においては、宇摩郡別子山村を新居浜市別子山に置き換える。

### 〔内子町・五十崎町合併協議会〕

- 1 内子町の大字内子甲、乙、丙、丁の区域及び名称は、合併までに「内子」に編入するものとする。
- 2 五十崎町については、合併時に大字の字句を除くものとする。
- 3 両町の大字の区域及び名称については、同一の大字名が存在しないので、現行のとおりとするものとする。

### 〔重信町川内町合併協議会〕

- 1 字の区域は、従前のとおりとする。
- 2 町・字の名称については、次のとおりとする。  
「温泉郡重信町大字」、「温泉郡川内町大字」を「市」に置き換える。ただし、重信町野田については、「温泉郡重信町」を「市」に置き換える。

### 〔今治市及び越智郡11か町村合併協議会〕

- 1 今治市については、現在地名を継承する。
- 2 玉川町、大西町、吉海町、宮窪町、伯方町、上浦町及び大三島町については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。
- 3 朝倉村については、市名を付し、現在地名を継承し、「朝倉村」及び「大字」を省く。
- 4 波方町については、波方町大字波方を別紙のとおりとし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「大字」を省く。
- 5 関前村については、関前村小大下地区を今治市関前小大下とし、その他の区域については、市名を付し、現在地名を継承し、「村」及び「大字」を省く。

### 〔東かがわ市〕

町の名称については、大川郡引田町、同郡大内町を東かがわ市に置き換え、字の名称は、現行のとおりとする。字の区域については、新市において調整するものとする。

### 〔西東京市〕

町名の取扱いについては、2市の町名は原則として現行のとおりとする。ただし、同一町名の本町については、田無市の本町を田無町に、保谷市の本町を保谷町に変更し、また、ひばりが丘団地については、ひばりが丘3丁目に統合する。

### 〔周南市〕

町・字名〔類似町名や同一の通称名（小字名）を含む〕は、原則として現行のとおりとする。ただし、同一の町名については、地域住民の意向を尊重し、調整するものとする。

### 〔甲賀地域合併協議会〕

- 1 字の区域は従前のとおりとします。
- 2 「町名」「字名」は、合併時までに各町において調整します。
- 3 住居表示の名称は、「町名」「字名」と同様に取扱い、新たな住居表示の実施は新市において検討します。